

内閣総理大臣 小泉純一郎様

内閣官房長官 福田康夫様

武力攻撃事態における

「思想・良心・信教の自由」制限についての政府見解への抗議声明

マスコミ報道によると（7月25日「朝日新聞」朝刊）、7月24日、衆議院有事法制特別委員会での論議の過程で福田康夫内閣官房長官は思想、良心、信教の自由は、「内心の自由という場面にとどまる限り絶対的な保障である」が、武力攻撃事態の際には外部的行為については「公共の福祉による制約を受けることはあり得る」という政府見解を披瀝したとのこと。そして、制約がありうる外部的な行為として、自衛隊法改正案が定める物資の保管命令に対し、命令を受けた人が思想や信仰を理由にして自衛隊に協力しないケースを具体的に挙げ、「制約を受けることはあり得る」と明言し、作戦行動の中で、「教会や神社、仏閣の収用されることはありうる」と答弁しています。

この発言は日本国憲法に明白に違反した由々しき発言であり、断じてゆるすわけにはいきません。かかる憲法違反の政府見解に断固、抗議します。

日本国憲法は第19条と20条において国民に対し、無条件に思想、良心、信教の自由を認めています。それは大日本帝国憲法における思想、良心、信教の自由の規定の不備への苦い反省から生まれたものです。大日本帝国憲法はその第28条において「日本臣民は安寧秩序を妨げずおよび臣民たるの義務に背かざる限りにおいて信教の自由を有す」と定めていました。ところが、時の政府は「安寧秩序を妨げる」と言って思想・良心の自由を弾圧し、「臣民たるの義務」を口実に絶対天皇制への賛同と国家神道儀礼への参加を強要したのです。しかし、日本国憲法は人権が国権に先立つことを明確に自覚して、思想、良心、信教の自由を無条件に認めているのです。「内心の自由は絶対的な保障であり、外部的行為においては公共の福祉を受けることはあり得る」という福田発言は、歴史的に政府権力者たちが内的自由を抑圧するために外的圧力を行使してきたこのような事実への反省を無視したものです。内心の自由は政府が何と言おうが、当たり前のことながらであり、政府はまさに「国民」の外部的行為をこそ守るために存在しているのです。福田康夫内閣官房長官の発言は、このような憲法の基本原則への無知あるいは故意に無視した悪質な発言であり、大日本帝国憲法への時代錯誤的郷愁を披瀝したものです。

そして、福田官房長官発言は、軍隊というものが「国民」を守るよりも「国民」を管理し、支配し、「国民」に銃口を向けるように機能しがちであるという歴史的事実を厚顔にも認めた危険極まりないものです。福田康夫内閣官房長官と小泉純一郎内閣総理大臣とは早急に日本国憲法に違反した有事法制の動きを断念すべきです。

私たちキリスト者は、「剣を取る者はみな、剣で滅びる」（マタイ26：52）と語るイエス・キリストに従う者として不戦を誓い、戦争という「極限状態」に陥らないようにアジア・太平洋諸国の人々と共に生きる友好の道を切り拓くために働くことを心から願っています。

2002年7月31日

日本バプテスト連盟宣教研究所
日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会